

1章 はじめに

1 計画の背景・目的

本市では、平成 22 年度に計画期間を平成 23 年度～32 年度とする「恵庭市公営住宅等長寿命化計画」を策定し、本市における公営住宅等の整備活用方針を定め、同計画に基づき恵中央団地の建替事業や旭団地の改善事業など具体的な公営住宅等の整備活用を推進しています。

しかしながら、計画策定後5年が経過し、今後、さらなる急速な高齢化の進展、人口減少社会への転換等、恵庭市を取り巻く住宅事情は急速な変化が見込まれます。

恵庭市公営住宅等長寿命化計画は、こうした背景を踏まえ、安全で快適な住まいを長きに渡って確保するため、修繕、改善、建替などの公営住宅等の活用手法を定め、長期的な維持管理を実現することを目的として策定します。

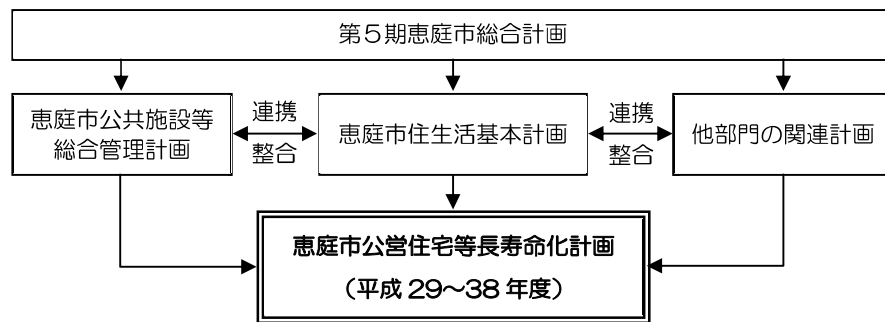
2 計画期間

計画期間は平成 29 年度から 38 年度までの 10 年間とします。尚、社会情勢の変化、事業の進捗状況に応じて中間年次に見直しを図ります。

3 計画の位置づけ

本計画は、住宅部門の基本計画である「恵庭市住生活基本計画」と、市の公共施設等のあり方を示す「恵庭市公共施設等総合管理計画」を上位計画とする公営住宅等の整備方針等を定める個別の住宅計画となります。

図 1-1 計画の位置づけ



4 策定体制

本計画の策定にあたっては、関係課長、オブザーバー等からなる「策定委員会」において協議し決定します。

策定委員会に提出する資料は、関連主査等からなる「作業部会」で検討します。

また作成にあたっては、アンケート調査による入居者意見等を参考として検討を行います。

事務局は、建設部住宅課に設置し、適宜北海道などとの調整を行います。

図 1-2 策定体制

